

給水装置工事申請に必要な書類

1. 給水装置工事申請書

2. 申請に必要な添付書類

申請種別	添付書類
新設	1 1)給水装置申請者(所有者)が町内在住者の場合 ①水道料金請求先確認書 2)給水装置申請者(所有者)が町外である場合 ①代理人選任届 ・申請者が法人の場合は、法人登録印を押印のこと ・代理人欄には町内在住者(1名)の住所、氏名を記入 ※代理人選任届において代理人となる町内在住者がおられない場合は、施設管理係にご相談ください。 2 給水装置の設置場所及び設置後の維持管理に関する誓約書 3 建築確認書(写し)
改造 (増改築等)	1 水道料金請求先確認書 2 給水装置の設置場所及び設置後の維持管理に関する誓約書 3 建築確認書(写し) 4 申請土地の公図・求積図
口径変更	1 水道料金請求先確認書 2 給水装置の設置場所及び設置後の維持管理に関する誓約書 3 建築確認書(写し) 4 申請土地の公図・求積図
臨時用新設	1 給水装置の設置場所及び設置後の維持管理に関する誓約書 2 臨時用給水に伴う誓約書 3 水道料金請求先確認書 4 臨時用給水申請及び施工依頼書
臨時用撤去	特になし(申請書のみ提出してください)

- 各申請に係る工事の完了後、竣工検査依頼書を提出してください。
- 給水管引込工事をされる場合は、給水管引込工事立会検査依頼書を、工事予定日の3日前には施設管理係に提出してください。
- 水栓数が多い場合や、大口径、受水槽設置等特殊な申請の場合は、別途必要書類の提出を求められることがあります。

3. 問い合わせ 精華町上下水道部 上下水道課 施設管理係 [TEL 0774-95-1912]